

境界問題解決の流れフローチャート

- ① 土地の境界がわからない場合・土地の境界標が無いのでわからない場合

「**土地境界標調査・土地現況測量・確定測量**」を実施して解決。

- ② 今の土地の境界に疑問を持っている。
土地の境界は今の位置ではないと考えている。

「**土地現況測量により境界点を精査する。**」その後、「**境界立会**」を実施して解決。
(土地の境界確定測量が必要である。)

- ③ 隣接地の地権者と土地の境界の事でトラブルである場合

・隣接地と話し合いができる状況である。

「**境界立会により、境界を確定する。**」事で解決。(境界確定測量を実施。)

「**福岡県土地家屋調査士会のADR制度利用**により、調停をする。」事で解決。

<http://adr.fukuoka-chousashi.or.jp/> 境界問題解決センター福岡のHPを参照。

・隣接地と話し合いができる状況ではない。

「**福岡法務局の筆界特定制度**を利用する。」事で解決。

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji104.html> 法務省の筆界特定制度のHPを参照。

土地家屋調査士が筆界特定制度の申請代理人となって申請いたします。

- ④ 土地の境界より構造物が越境している状況である。
「**土地の分筆登記**」をする事で解決。(境界確定測量は必要である。)
越境物についての**覚書**を隣接地と取り交わす。(境界確定測量は必要である。)

- ⑤ 境界立会の際、隣接地の所有者が不明・立会に協力してくれない場合
「**筆界特定制度**」を利用する。 事で解決。

- ⑥ ③の制度を利用したが、隣接地とのトラブルの解決が不可能な場合
「**境界確定訴訟などの裁判で争う**」 事で解決するしかありません。
弁護士先生にご相談となりますので、ご紹介をいたします。

土地の境界問題の解決をサポートします。
土地家屋調査士 山川慎哉

ホームページは、「土地 境界 福岡」で検索を！！！！